

県立中部農林高等学校
県立中部農林高等支援学校

「いじめ防止基本方針」



中部農林高等学校・中部農林高等支援学校「いじめ防止基本方針」

1. 本校の教育方針

「不撓不屈」の校訓のもと、農業・福祉教育の充実に努め、労り励まし合う豊かな心の育成を図るとともに教師と生徒との望ましい人間関係を築き、楽しい学校づくりを目指している。

すべての生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に向けた取り組みを定めた「学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2. 基本的な考え方

「いじめは、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、いじめの認知と対応についての基本的な考え方を以下のとおりとし、いじめ防止等を包括的に推進する。

(1) いじめの定義

本校基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、定義する。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」と認知する具体的態様は以下のとおりである。

- ①身体の危険、命の危険を感じるほどの暴力
- ②恐喝、金品の強要
- ③犯罪行為の強要（見張り役含む）
- ④物を壊される、盗まれる、捨てられる、隠される
- ⑤冷やかす、からかい、悪口、脅し
- ⑥仲間はずれ、集団無視
- ⑦叩かれる、蹴られる、わざとぶつかってくる
- ⑧嫌なこと、恥ずかしいことをされる、させられる
- ⑨ネット上での嫌がらせ、誹謗中傷、無断掲載
- ⑩「死ね」「うざい」等の暴言
- ⑪遊び、ふざけ等の嫌がる行為をされる、させられる

(2) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んで、少なくとも3カ月を経過している。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」

状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るので、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(3) 対応の在り方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- ② いじめであるか否かの判断にあたっては、当該生徒の表情や様子の細かな観察、行為が起こったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等の客観的な確認を踏まえ、慎重に進める。
- ③ 「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- ⑤ いじめられた生徒の立場に立って「いじめに当たる」と判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことに留意する。
- ⑥ いじめと認知され、一定の解決が図られた事案に対しては、継続的に注意深く見守るとともに教育相談の観点で当該生徒に対応する。

3. いじめ未然防止対策

(1) 学校全体で取り組む「いじめを起こさない雰囲気」の醸成

- ① 自信と誇りの醸成
(基礎的・基本的学習の徹底により「わかる」「できる」「挑戦する」という意識・意欲を高める)
- ② 授業の充実
(多様な生徒に応じた「わかる授業」「参加する授業」の創意工夫を図る)
- ③ HR 活動の充実
(SHR 等における行動観察、定期的な面談等をとおし生徒理解に努める)
- ④ ボランティア精神の醸成
(生徒会活動、農業クラブ活動、家庭クラブ活動の充実を図り地域に貢献する精神を育成する)
- ⑤ 規範意識の醸成
(「決まりを守る心」「自分を律する心」を育て居心地のよい学習環境作りを行う)
- ⑥ 情報モラル教育の充実
(ネットの活用モラル等の高揚を図る)
- ⑦ 人権意識の高揚
(いじめは人権侵害であるという意識を高める)

(2) 学校行事等の課外活動をとおした「いじめ防止」の意識高揚

- ① 「レ・キ・オ・ス運動」(礼儀・気配り・思いやり・スマイル)の中農マナーアップトレーニングの更なる充実を図り、人を大切にする心を醸成する。
- ② 歓迎球技大会、宿泊学習、農業祭、体育祭、学園祭、即売会等で集団への帰属意識を高める。
- ③ 校内農業クラブ大会、生徒生活体験発表会、課題研究発表会、生徒会行事等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を高める。

- ④交通安全講話、薬物乱用防止講話、青少年犯罪防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ⑤性・エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑥サイバー犯罪防止講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑦プロジェクト学習や部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

4. いじめ等の早期発見

(1) 各種アンケートによる実態把握

- ①学校で行うアンケート及び実態調査等
 - ・いじめに関するアンケート（5月・12月）
- ②教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - ・携帯電話等の情報通信端末の利用に係る実態調査
 - ・生活実態調査
- ③臨時的に行うアンケートもしくは実態調査等
 - ・いじめ、盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時アンケート

(2) 日常における教職員の生徒観察

- ①担任、教科担当、学科職員、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
- ②日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ③変化に気づいたら、一言「声をかける」ことを心がける。
- ④気づいた変化（5W1H）を職員間で共有し継続的な見守りを行う。必要に応じて指導・助言し、教育相談につなげる。

(3) 保護者・関係機関との連携

- ①いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- ②保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- ③PTA総会、三者面談、学科PTA等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- ④地域中学校や警察、サポートステーション等の関係機関と日頃から連携を深め、必要に応じて連絡・相談する。

(4) 配慮が必要な生徒への支援

発達障がい、外国人生徒、LGBT、東日本大震災被災者や原発事故避難者等を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) いじめ等の報告

いじめの認知または疑いがある場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的な対応を行う。教員がいじめの情報を抱え込んで、「いじめ防止対策委員会」へ報告しなかった場合は、いじめ防止対策推進法違反となり得ることがある。（同法第23条第1項）

5. いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ②生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し早い段階からの確に関わりを持ち、知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」に報告を行い、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。
- ④「いじめ防止対策委員会」が中心となっていじめの事実確認を行う。
- ⑤事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会及び被害・加害生徒の保護者へ連絡する。
- ⑥加害生徒に対して教育上の指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合、仕返しが懸念される場合又は被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合は、所轄警察署に相談し、対処する。

(2) いじめられた生徒(被害者) 又はその保護者への支援

- ①いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う際には、自尊感情を高めるよう留意し、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ②発見したその日のうちに、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③被害生徒の不安をできる限り除去するとともに、寄り添い支える体制をつくる。
- ④被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう配慮し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤状況に応じて、各分野における外部専門家の協力を得る。
- ⑥いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ⑦事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報は、適切に提供する。

(3) いじめた生徒(加害者) への指導又はその保護者への助言

- ①速やかにいじめをやめさせた上で、いじめたとされる生徒から事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、理解・納得を得た上で協力を求めるとともに、再発防止に向けて協議・助言を行う。
- ③いじめた生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ⑤毅然とした態度で対応し、教育上必要があるときは、規定に基づき、適切に懲戒を加えることも考える。
- ⑥生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応していく。

(4) いじめが起きた集団(観衆・傍観者) への働きかけ

- ①いじめを見ていた生徒にも、自分の問題として捉えるよう促す。
- ②いじめに同調していた生徒には、それがいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級、学年もしくは学校全体の問題として捉えさせ、「傍観者」から「仲裁者」へ

の転換を促す。

- ④「いじめは絶対に許されない行為である」ことを理解させ、毅然とした態度で根絶しようとする姿勢を身につけさせる。
- ⑤全ての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除を求めるなど必要な措置をとる。
- ②必要に応じて法務局の協力を求め、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③SNSやメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解を求める。

6. いじめ等の再発防止対策

(1) 外部関係機関との連携・相談を心がける。

- ①地域中学校や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- ②地域ソーシャルワーカーやサポートステーション等と連携を深め、校外での問題把握に努める。

(2) 事後の実態調査等で再発の有無を常に確認する。

- ①被害者の立場に立ち、いじめ等の有無について継続的に見守る体制を整える。
- ②拡大学年会等の情報交換において、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。
- ③「いじめのない居心地の良い学校」をめざし、生活実態調査や学校評価アンケート等において実態把握に努める。

7. 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も県教委又は学校の判断で重大事態と認識
- ③その他の場合
 - 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

(2) 重大事態の発生と調査

- ①その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、「いじめ防止対策委員会」を母体とした組織を設置し調査を行う。
- ②重大事態が発生した場合は、校長は事態発生について速やかに県教育委員会へ報告する。

- ③調査は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。
- ④調査は事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものであり、事実に向きあうことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- ⑤県教育委員会が調査主体となる場合、学校は、県教育委員会の指示の下、資料の提出など調査に協力する。

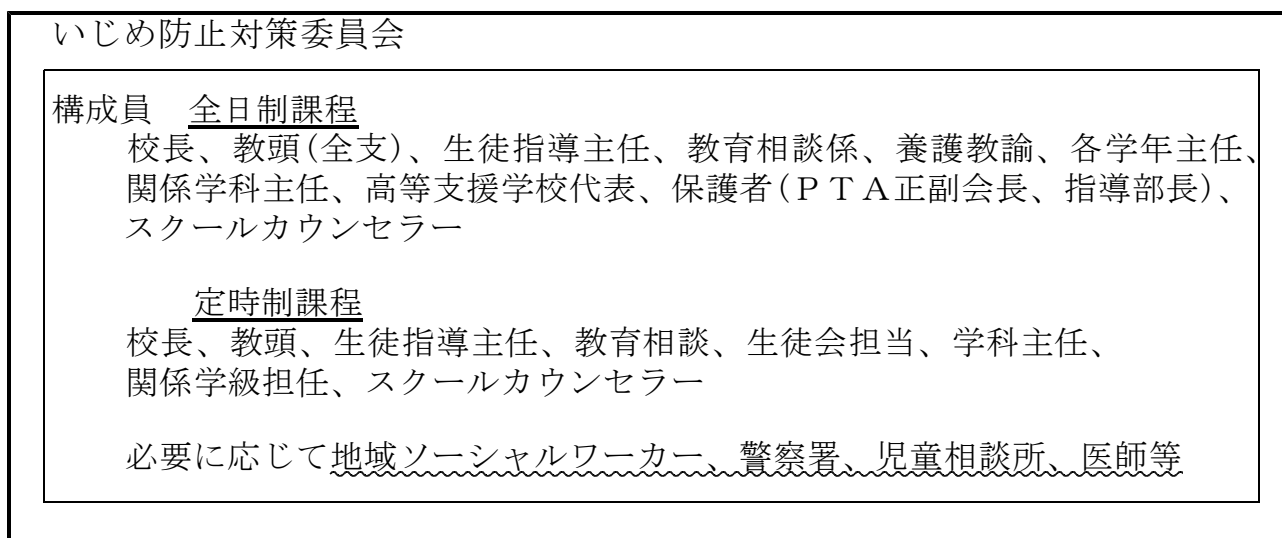
(3) 調査結果の情報提供及び報告

- ①調査結果については、速やかに県教育委員会へ報告する。
- ②いじめを受けた生徒や保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ③情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

8. いじめ防止対策委員会

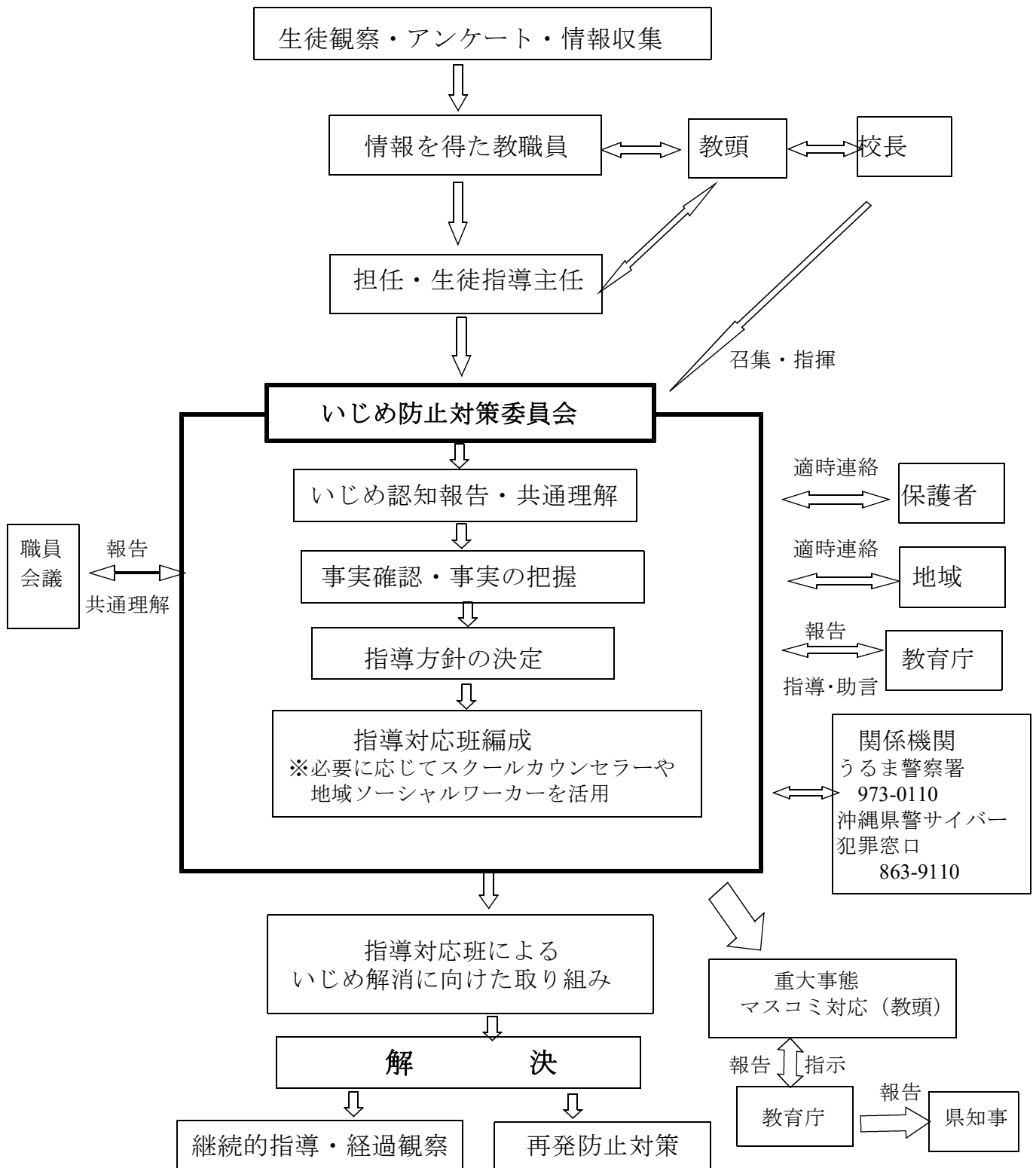
いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、検討、実行、検証等を行う。

[組織図]



(1) いじめ防止対策委員会の活動内容

- ①いじめ防止に取り組み内容の検討及び基本方針の策定
- ②いじめ防止基本方針に基づく各種取り組みの実施、点検、評価及び見直し
(P D C Aサイクルの実行)
- ③いじめに関する相談、通報への対応
- ④いじめの判断と情報収集
- ⑤いじめ事案への対応策の検討
- ⑥被害生徒のサポート及び加害生徒の指導
- ⑦重大事態への対応



※いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある事案（重大事態）が発生した場合

- ・速やかに教育庁や警察等の関係機関へ報告する。
- ・教育庁の指導・助言のもと、校長がリーダーシップを発揮し、学校全体で組織的に対応し迅速に事案解決にあたる。
- ・事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

[いじめ防止の取組に係る年間計画]

時期	学校行事等	授業等	個別面談・いじめアンケート等の取り組み	校内研修(職員)・学校評価等		
4月	歓迎球技大会 中農マドリ 宿泊学習 (随時)	いじめ防止 ・人権教育 (LHR等)	教育相談・スクールカウンセラー によるカウンセリング	職員会議(いじめ防 止基本方針の確認)		
5月	校内農業クラブ大会① サイバー犯罪防止講話	情報モラル教 育(教科情 報等)	いじめアンケートの実施	服務研修 (体罰防止含む)		
6月	人権講話	↓	↓	いじめ防止基本方針 1 学期評価・改善検 討 生徒理解(教育相談 ・特別支援教育等) 研修		
7月	交通安全講話					
8月						
9月	学園祭(体育祭)					
10月	生徒生活体験発表会 青少年犯罪防止講話					
11月	薬物乱用防止講話 性・エイズ講話					
12月	即売会(農業祭)				いじめアンケートの実施	いじめ防止基本方針 2 学期評価・改善検 討
1月	課題研究発表会					
2月	校内農業クラブ大会②					
3月						いじめ防止基本方針 年間評価及び公表 (HP等)

学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> ○不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input type="checkbox"/> ○ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> ○悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人に残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人でさせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> ○他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> ○乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> ○反抗的態度が増える
持 ち 物 服装容儀等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> ○高価な物を持つてくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> ○目立つ服装をしてくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> ○校則違反、問題行動をする

※ ○は強要によるもの

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」などありましたら、担任または教育相談係に相談して下さい。

番号	項目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (973) 3578

■学校のFAX番号 : 098 (973) 3357